

「とうぎんいわて未来創造資金Ⅱ」保証実施要領

第1 目的

本制度は、株式会社東北銀行（以下「東銀」という。）と連携し、物価高やエネルギーコストの上昇、人手不足等の厳しい経営環境にある県内中小企業に対し、伴走型の金融支援・課題解決支援を行うことで経営改善や収益力向上を促し、事業の発展に資することを目的とする。

第2 申込人の資格要件

次の（１）及び（２）～（４）のいずれかに該当する者とする。

- （１）売上原価率・仕入債務回転期間・水道光熱費のいずれかが前年比増加または長期化していること。
- （２）東銀の「D X取組支援サービス」の活用により業務の効率化に取り組むこと。
- （３）東銀による人材紹介サービス等の活用により経営力の強化に取り組むこと。
- （４）東銀の脱炭素化支援サービスを活用しエネルギー使用量の「みえる化」に取り組むこと。

第3 資金使途

運転資金及び設備資金とする。旧債返済は、本制度の既保証分に限る。

第4 保証限度額

運転資金 50,000千円

設備資金 100,000千円

運転資金、設備資金どちらも利用する場合は、1企業100,000千円以内とする。

第5 保証期間

運転資金 10年以内（1年以内の据置期間を置くことができる。）

設備資金 20年以内（2年以内の据置期間を置くことができる。）

第6 貸付形式

証書貸付とする。

第7 貸付利率

変動金利

期間10年以内 年2.125%

期間10年超20年以内 年2.525%

第8 信用保証料率

- （１）CRDモデルにより算出される評点により、保証協会が定める基準料率から10%相当額割引を適用した以下の料率を適用する。

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
保証料率	1.71	1.58	1.40	1.22	1.04	0.90	0.72	0.54	0.41

- （２）有担保の場合は、前項（１）の保証料率から一律年0.10%の割引を行うものとする。

- （３）直近決算における貸借対照表を作成していない場合

ア 無担保のときは、年1.04%とする。

イ 有担保のときは、アに掲げる保証料率から年0.1%割引を行うものとする。

なお、提供を受ける担保が企業価値担保権の場合は割引を行わない。

- (4) 信用保険法第2条第5項各号に定める特定中小企業者として、市町村長の認定を受け、経営安定関連保証を適用する場合は、第5号、第7号及び第8号にあっては年0.8%、それ以外にあっては年0.9%とする。
- (5) 信用保険法第2条第6項に定める特定中小企業者として、市町村長の認定を受け、危機関連保証を適用する場合は、年0.8%とする。
- (6) 会計参与を設置している旨の登記を行っていることを確認できる中小企業者の場合は、(1)から(5)までに掲げる保証料率から年0.1%を減じた率とする。

第9 返済方法

元金均等又は元利均等返済とする。

第10 連帯保証人

必要になる場合がある。ただし、原則として法人における代表者以外は徴求しない。

第11 担保

必要に応じて徴求する。ただし、不動産取得資金の場合は原則として対象物件の入担を条件とする。

第12 申込手続き

東銀は、信用保証依頼書の保証制度欄に「いわて未来創造資金Ⅱ」と表記し、申込人が資格要件に該当していることが確認できる資料及び任意の書式による事業計画書を添付の上、当協会の本・支所に申込むものとする。

第13 その他

この要領に定めのない事項は、東銀との間で締結している約定書の定めによるものとする。

附 則

この要領は、令和8年5月11日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年6月18日から施行し、令和8年5月25日から適用する。